

鶴岡市農業委員会第 12 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 6 年 11 月 12 日 (火) 午前 9 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 14 番 清野 吉喜 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	6 番 齋藤 和博推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 補佐 黒井 布美 主査 坂田 英勝 主査 原田 和泉 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、6 番 齋藤 和博推進委員です。遅参早退届はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第 12 回東部農地部会を開会します。はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、5 番 野村 恵委員、6 番 工藤 久子委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による取消願いについて、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
事 務 局	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による取消願いについて》
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	これは 3 条案件ですので、担当委員より報告をお願いします。1 番 森 秀弘推進委員。
1 番推進委員	1 番 森です。藤 7 の案件について、11 月 8 日に職員と私で現地調査を行いました。元は田の中に建った鉄塔用地として分筆し、地目も雑種地となっていたところです。その後、近くの別の場所に鉄塔を移設したため周りの田と一体で耕作していましたが、この田を売買する際、今回の申請地が漏れていたことに気づき、今回の申請となったもので、適切に管理されておりました。藤 8 について、申請地に隣接する宅地の購入に伴い、畑も管理するということで申請しています。現在、野菜を作付しており、適切に管理されておりました。 藤 9 について、隣接地を農地法 3 条で現在契約中ですが、申請地は、今まで特定作業受委託でやっていたものを正式に契約するというので、今回申請しています。ここも適切に管理されておりました。これらの 3 件について、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、適切な管理が、見込まれると判断したことを報告いたします。
議 長	1 番 金野 匡良委員。
1 番 委員	1 番 金野です。羽 16 の案件に関しまして、11 月 5 日、齋藤政伸推進委員と私と事務局 2 名で現地確認を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを確認しましたので報告いたします。
議 長	11 番 富樫 初推進委員。
11 番推進委員	11 番 富樫です。櫛 6 の案件ですが、11 月 1 日に、私と野村委員と事務局 3 名で現地確認をして参りました。この方は、前からこの土地を借りていたということもあり、きちっと耕作されておりましたし、イチジクも植えてあったことを確認しました。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことを報告します。
議 長	14 番 清野 吉喜推進委員。
14 番推進委員	14 番 清野です。朝 5 について報告いたします。今回、集積計画による契約期間の満了に伴い、農地法第 3 条による契約へ変更するものです。対象地は受人の居住近くにある農地で、20 年以上にわたり、自家野菜を作付しています。受人は、農作業歴も十分あり、今後も効率的に耕作に取り組める方です。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。

議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	5 条案件ですので、現地調査報告をお願いします。14 番 清野 吉喜推進委員。
14 番推進委員	14 番 清野です。朝 3 について報告いたします。鶴岡市発注の橋の架替工事の作業ヤードとして使用するもので、3 月までの一時転用です。工事期間が耕作期間外であり、また、所有者が耕作者や土地改良区などの関係機関とも、十分に協議しており、対象地及び周辺農地の営農活動に支障がないことを報告いたします。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。4 番 齋藤 功推進委員。
4 番推進委員	4 番 齋藤です。羽 15 について、10 アール対価 3 万円ということですが、10 ページの 3 条案件の羽 16 は、10 アール対価にすると 10 万円になります。羽 16 が 3 条でこの羽 15 が集積になったのは、どのような理由でしょうか。
議 長	只今の質問について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	10 ページの農地法第 3 条の所有権移転の羽 16 の案件は、10 アール対価 10 万円での売買となったものですが、面積が 10 アール未満である為 3 条案件で対応させていただきました。14 ページの農用地利用集積計画の所有権移転の羽 15 の案件については、現地確認した結果、柿の木の勢いが弱まっていて、木を切ってから、農地の利用をしないといけないということで、利用調整委員会で検討した結果、3 万円ということで査定されまして、売買となったものです。以上です。

議 長	他に質疑のある方は、いらっしゃいますか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定については、議案通り決しました。これをもちまして、第 12 回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 9 : 5 0
	議 長 石井 光明 議 事 録 署名委員 野村 勇 議 事 録 署名委員 工藤 久子